

## ○公聴会及び公開の聴聞に関する手続規程

昭和二十六年三月二十七日告示第百三十五号

群馬県内水面漁場管理委員会の行う、公聴会及び公開の聴聞に関する手続規程を、次のように定める。

### 公聴会及び公開の聴聞に関する手続規程

#### 第一章 総則

(根拠)

第一条 委員会が漁業法の規定に基づいて公聴会又は公開の聴聞を開催しようとするときは、この規程の定めるところによる。

(開催の決定)

第二条 委員会において、公聴会又は公開の聴聞を開こうとするときは、あらかじめその決議をしなければならない。

(会議上の拘束)

第三条 委員会は、公聴会及び公開の聴聞においては、討論及び表決を行わない。

#### 第二章 公聴会

(日時、案件の公示)

第四条 委員会は、公聴会を開こうとするときは、その開催の期日から少くとも十日前に、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公示する。

2 前項の公示は左に掲げる方法によるものとする。

一 群馬県報並びに弘報に掲載

二 ラジオ放送

三 掲示

(文書の提出)

第五条 委員会は、公聴会において意見を述べようとする者（公述者という。）に、あらかじめ発言内容の要旨等を文書で提出させることができる。

(公述者の範囲)

第六条 公聴会における公述者の範囲は、左に掲げるものとする。

一 漁業権者

二 入漁権者

三 漁業権漁業の経営者

#### 四 漁業協同組合関係者

#### 五 その他利害関係のある者

(公述の機会の公平)

第七条 公聴会において意見を聴こうとする案件につき、賛成者と反対者とがあるときは、双方から公述者を選ばなければならない。

(公述者の発言)

第八条 公述者は、公聴会の期日に出席し、会長の許可を得て発言することができる。

第九条 公述者の発言は、その意見を聴こうとする事件の範囲を超えてはならない。

2 公述者の発言が、前項の範囲を超え、又は公述者に不穏当な言動があつたときは、会長はその発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

(委員の質疑)

第十条 委員会の委員は、公述者に対して質疑することができる。但し、公述者が委員に質疑することはできない。

(代理人又は文書による公述)

第十一条 公述者は、委員会の同意を得た場合には、代理人をして意見を述べさせ、又は文書で意見を提出することができる。

2 前項の規定により公述者の代理人として発言する者は、代理人であることを証する書面を提示しなければならない。

(当事者に通知)

第十二条 委員会は、公開の聴聞を開催しようとするときは、聴聞に附すべき委員会の意見を、文書で、その開催の期日から少くとも七日前に、当事者に通知する。

(延期申請)

第十三条 公開の聴聞の開催期日に、止むを得ない事情によつて弁明のできないときは、当事者はあらかじめ理由を附して、当該期日の延期を委員会に申請することができる。

2 前項の申請があつたときは、委員会は、当該申請に理由があると認めたときは、公開の聴聞の開催期日を延期する。理由がないと認めたときは、その旨を当事者に通知する。

(文書の提出)

第十四条 委員会は、あらかじめ当事者から、委員会の決定に対する意見及びその理由についての要旨等を、文書で提出させることができる。

(発言)

第十五条 公開の聴聞において、当事者は、聴聞に関する事項の範囲内で自由に発言し、弁明することができる。

2 前項の発言が、その範囲を超え、又は当事者に不穏当な言動があつたときは、第九条第二項の規定を準用する。

(代理人の授権証)

第十六条 当事者の代理人として出席する者は、代理人たることを証する書面を、委員会に提出しなければならない。

(当事者が出席しない場合の措置)

第十七条 公開の聴聞の開催期日に、当事者が出席しない場合は、委員会は改めて公開の聴聞を開催しない。

(準用規定)

第十八条 第四条、第八条及び第十条の規定は、公開の聴聞に準用する。

附 則

この規程は公布の日から施行し、昭和二十六年三月二十日から適用する。





県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年6月30日（金） 第10113号

## 目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○知事指定薬物の指定の失効（薬務課）	2
○令和4年度及び令和5年度において県が発注する建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等の委託業者に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格に係る基本的事項等の告示の一部改正（建設企画課）	2
○令和4年度及び令和5年度において県が発注する建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格に係る基本的事項等の告示の一部改正（同）	2
<b>公 告</b>	
○肥料の登録有効期間の更新（技術支援課）	3
<b>教育委員会規則</b>	
○群馬県立学校の課程、学科、生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則（高校教育課）	4
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体	5
○政治団体の名称等	5
○政治団体の異動事項	6
○政治団体の解散届出	6
○資金管理団体の異動事項	7
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	7
<b>公安委員会規則</b>	
○群馬県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通規制課）	8
<b>内水面漁場管理委員会公告</b>	
○公聴会の開催	9
<b>正 誤</b>	
○平成7年5月8日群馬県選挙管理委員会告示第23号（選挙管理委員会）	9
○平成7年5月8日群馬県選挙管理委員会告示第26号（同）	9
○平成7年5月26日群馬県選挙管理委員会告示第28号（同）	9
○平成7年5月26日群馬県選挙管理委員会告示第31号（同）	10
○平成7年5月26日群馬県選挙管理委員会告示第33号（同）	10
○令和4年9月27日群馬県選挙管理委員会告示第58号（同）	10

車両」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

■ 内水面漁場管理委員会公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第171条第4項の規定に基づき、同法第67条第2項において準用する同法第64条第5項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

令和5年6月30日

群馬県内水面漁場管理委員会会長 松 元 平 吉

- 1 公聴会の内容 埼玉県知事免許第五種共同漁業の内水面漁場計画（案）のうち共第9号について
- 2 開催日時 令和5年7月24日（月）午後2時
- 3 開催場所 群馬県水産会館2階会議室 群馬県前橋市敷島町13番地
- 4 意見を述べる方法 意見を述べる場合は、令和5年7月14日（金）までに要旨を次に送付すること。  
〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号18階 群馬県内水面漁場管理委員会
- 5 問合せ先 群馬県内水面漁場管理委員会事務局 電話番号027-226-3095

■ 正 誤

○選挙管理委員会告示正誤

平成7年5月8日群馬県選挙管理委員会告示第23号（政治団体の名称等）

発行番号	ページ	欄	行	誤	正
第7274号	12	上欄	11	山田隆史	山田隆史

○選挙管理委員会告示正誤

平成7年5月8日群馬県選挙管理委員会告示第26号（資金管理団体の名称等）

発行番号	ページ	欄	行	誤	正
第7274号	14	下欄	20	山田隆史	山田隆史

○選挙管理委員会告示正誤

平成7年5月26日群馬県選挙管理委員会告示第28号（政治団体の名称等）

発行番号	ページ	欄	行	誤	正
第7279号	9	下欄	5	山田隆史	山田隆史

九 公示番号 共第九号

イ 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業権	あゆ漁業 ます類漁業 うぐい漁業 おいかわ漁業 こい漁業 ふな漁業 うなぎ漁業 どじょう漁業 なまず漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(2) 漁場の位置

埼玉県熊谷市、行田市、加須市、本庄市、羽生市、深谷市並びに児玉郡神川町及び上里町並びに群馬県高崎市、伊勢崎市、太田市、藤岡市、佐波郡玉村町並びに邑楽郡板倉町、明和町、千代田町及び大泉町地先

(3) 漁場の区域

次に掲げる基点第十九号と点ウを結ぶ線から基点第二十号と基点第二十一号を結ぶ線までの利根川（五料橋から埼玉県加須市飯積まで）、次に掲げる基点第二十二号と基点第二十三号を結ぶ線より下流の鳥川（群馬県境から利根川合流点まで）、次に掲げる基点第二十四号と基点第二十五号を結ぶ線より下流の神流川（渡戸橋から鳥川合流点まで）、三名川及び笹川

- 基点第十九号 埼玉県加須市飯積地先の合の川防災ステーションに設置された国土交通省利根川上流河川事務所の河川管理境界標識（利根川左岸）
- 点ウ 基点第十九号から二百三十度（真方位による。）の線と利根川右岸との交点（利根川右岸）
- 基点第二十号 群馬県佐波郡玉村町大字五料（五料橋下流端（利根川右岸））
- 基点第二十一号 群馬県伊勢崎市柴町（五料橋下流端（利根川左岸））
- 基点第二十二号 群馬県高崎市新町字下河原と埼玉県児玉郡上里町

大字毘沙吐との境界（烏川右岸）

基点第二十三号 群馬県高崎市新町字下河原と埼玉県児玉郡上里町

大字毘沙吐との境界（烏川左岸）

基点第二十四号 埼玉県児玉郡神川町大字渡瀬字姥石川端（渡戸橋  
下流端（神流川右岸））

基点第二十五号 群馬県藤岡市鬼石（渡戸橋下流端（神流川左岸））

ロ 免許予定日

令和六年一月一日

ハ 申請期間

令和五年八月二十一日から令和五年十月二日まで

ニ 関係地区

埼玉県熊谷市、行田市、加須市、本庄市、羽生市、深谷市並びに児玉郡神川町及び上里町並びに群馬県高崎市、伊勢崎市、太田市、藤岡市、佐波郡玉村町並びに邑楽郡板倉町、明和町、千代田町及び大泉町

ホ その他

(1) 制限又は条件

なし

(2) 存続期間

令和六年一月一日から令和十五年十二月三十一日まで

## 内水面漁場計画のうち第五種共同漁業権の漁場計画（案）の概要

### 1 免許の内容たるべき事項

下線部：現行免許との相違点

公示番号	漁業の種類	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域
共 第 1号	あゆ漁業、ます類漁業、うぐい漁業、おいかわ漁業、こい漁業、ふな漁業、うなぎ漁業、かじか漁業、わかさぎ漁業、なまず漁業	1月1日 から 12月31日	熊谷市、行田市、秩父市、飯能市、東松山市、鴻巣市、深谷市、比企郡滑川町、秩父郡横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、大里郡寄居町	荒川(上流～大芦橋)、中津川、赤平川、横瀬川等
共 第 2号	あゆ漁業、うぐい漁業、おいかわ漁業、こい漁業、ふな漁業、うなぎ漁業、どじょう漁業、わかさぎ漁業、なまず漁業	1月1日 から 12月31日	さいたま市、川越市、川口市、所沢市、東松山市、狭山市、鴻巣市、上尾市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、富士見市、入間郡三芳町、比企郡滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、大里郡寄居町、東京都清瀬市、東村山市	荒川(大芦橋～笹目橋)、市野川、びん沼川、伊佐沼、柳瀬川、 <u>芝川第一調節池</u> 等
共 第 3号	あゆ漁業、ます類漁業、うぐい漁業、おいかわ漁業、こい漁業、ふな漁業、うなぎ漁業、どじょう漁業、かじか漁業、わかさぎ漁業、なまず漁業	1月1日 から 12月31日	川越市、飯能市、東松山市、狭山市、入間市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、入間郡毛呂山町、越生町、比企郡嵐山町、小川町、川島町、鳩山町、ときがわ町、秩父郡東秩父村	都幾川、高麗川、越辺川、槻川、入間川、有間川等
共 第 4号	<u>ます類漁業</u> 、うぐい漁業、おいかわ漁業、こい漁業、ふな漁業、うなぎ漁業、どじょう漁業、わかさぎ漁業、なまず漁業	1月1日 から 12月31日	熊谷市、行田市、本庄市、深谷市、秩父郡皆野町、長瀨町、児玉郡美里町、神川町、上里町	小山川、福川、間瀬川
共 第 5号	おいかわ漁業、こい漁業、ふな漁業、うなぎ漁業、どじょう漁業、わかさぎ漁業、なまず漁業	1月1日 から 12月31日	さいたま市、熊谷市、川口市、行田市、加須市、春日部市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、北足立郡伊奈町、南埼玉郡宮代町、北葛飾郡杉戸町、松伏町、茨城県五霞町、東京都足立区、葛飾区	中川、綾瀬川、元荒川、大落古利根川、青毛堀川、備前堀川、葛西用水路等

共 第 6号	こい漁業、ふな漁業、なまず漁業	1月1日 から 12月31日	加須市、茨城県古河市	渡良瀬川(栃木県境～ 利根川との合流点)
共 第 7号	あゆ漁業、ます類漁業、うぐい 漁業、おいかわ漁業、こい漁業、 ふな漁業、うなぎ漁業、かじか 漁業	1月1日 から 12月31日	飯能市、 東京都青梅市	成木川(未成橋～両郡 橋)、直竹川
共 第 8号	こい漁業、ふな漁業、うなぎ漁 業、なまず漁業	1月1日 から 12月31日	川口市、戸田市、 東京都板橋区、北区	荒川(笹目橋～芝川水 門)
共 第 9号	あゆ漁業、ます類漁業、うぐい 漁業、おいかわ漁業、こい漁業、 ふな漁業、うなぎ漁業、どじょ う漁業、わかさぎ漁業、なまず 漁業	1月1日 から 12月31日	行田市、加須市、熊谷市、本庄 市、羽生市、深谷市、児玉郡神 川町、上里町、 群馬県藤岡市、伊勢崎市、玉村、 明和町、千代田町、大泉町	利根川(五料橋～加須 市飯積)、 烏川(群馬県境～下 流)、神流川(渡戸橋 ～下流)

- 2 免許予定日  
令和6年1月1日
- 3 申請期間  
令和5年8月21日から令和5年10月2日まで
- 4 存続期間  
令和6年1月1日から令和15年12月31日まで
- 5 制限または条件  
なし

### 内水面漁場計画のうち第二種区画漁業権の漁場計画(案)の概要

#### 1 免許の内容たるべき事項

免許番号	漁業の種類	漁場の位置	漁場の区域
区第1号	こいの養殖業	埼玉県児玉郡美里町大字広木 摩訶池474番地2	摩訶池 391.7アール
区第2号	こいの養殖業	埼玉県児玉郡美里町大字駒衣字 市場17番地	古沼 204.9アール

- 2 免許予定日  
令和6年1月1日
- 3 申請期間  
令和5年8月21日から令和5年10月2日まで
- 4 存続期間  
令和6年1月1日から令和10年12月31日まで
- 5 制限または条件  
なし

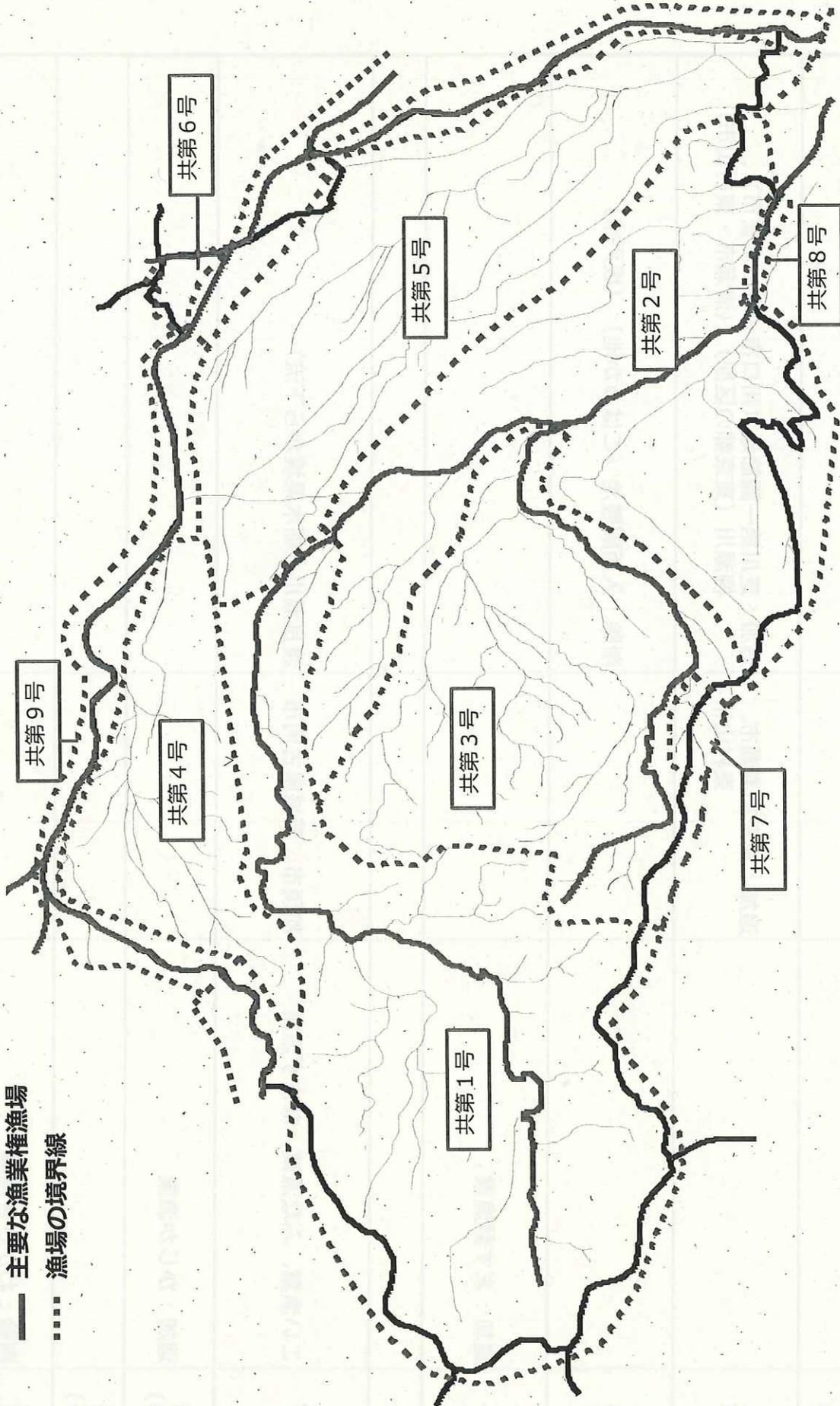
現行免許との相違点

漁場	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域
共第1号			
共第2号		追加：東京都清瀬市、東村山市	追加：芝川第一調節池（川口市・さいたま市）、柳瀬川（東京都の区間）（清瀬市・東村山市）
共第3号			削除：入西調整池（こはるか池）（坂戸市）
共第4号	追加：ます類漁業		
共第5号			
共第6号 (新設)	こい漁業、ふな漁業、なまず漁業	加須市、茨城県古河市	渡良瀬川（栃木県境から下流）
共第7号 (旧6号)	追加：かじか漁業		
共第8号 (旧7号)			
共第9号 (旧8号)	削除：わかさぎ漁業		

# 漁場図 (略図)

— 主要な漁業権漁場

.... 漁場の境界線



# 共第8号漁場 管理模式図

